平成２５年（フ）第５３０６号
大阪市西成区玉出東２丁目11番11号姫百合荘105号
債務者　西　　章則
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４８９号
大阪市淀川区木川西１丁目５番16―703号
債務者　宇佐美蓉子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５１１号
大阪市東成区東今里２丁目６番４号
債務者　前田　昌子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５１３号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目22番20号
債務者　髙木　秀美（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５８５号
大阪市東住吉区針中野１丁目10番２―103号
債務者　宮﨑　　直
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３号
兵庫県たつの市龍野町富永462番地２　富島荘103号
債務者　松本　一美
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第６４号
兵庫県たつの市龍野町富永462番地２　富島荘103号、従前の住所愛知県東海市高横須賀町東屋敷82番地　クイーンズタウンＢ棟101
債務者　松本ドロレスこと　マツモトドロレス　パルマ
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第７６号
兵庫県朝来市多々良木404番地
債務者　松本　　勇
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
徳島市八万町大坪215番地の３
債務者　松尾　淳二
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４１号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓143番地　町営住宅笹木野団地525号室
債務者　山下　律恵
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５２号
徳島市津田町３丁目５番38号
債務者　張　　義典
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５３号
徳島市安宅１丁目５番11号、旧住所徳島市佐古二番町６番19号
債務者　大供　治郎
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５７号
徳島市不動東町２丁目1517番地の３　市営住宅１号棟５号室、旧住所徳島市不動東町４丁目1597番地の１
債務者　吉元　英明
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７号
愛媛県宇和島市長堀２丁目１番16号
債務者　西村　千晶
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
　松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１７９号
兵庫県明石市松の内２丁目３番地の12　ＡＲビル603号、前住所兵庫県明石市小久保３丁目４番地の６
債務者　山口喜久雄
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
神戸市西区桜が丘中町１丁目６番地の８
債務者　こうべ環境教育事務所こと　奥部　尚美
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
兵庫県明石市大久保町西島664番地の１　フジベル・メゾン101号
債務者　藤本　京子（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
　神戸地方裁判所明石支部破産係